

公益社団法人土地改良測量設計技術協会 農業土木技術管理士資格試験事業実施規程 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>公益社団法人土地改良測量設計技術協会 農業土木技術管理士資格試験事業実施規程</p> <p style="text-align: right;">制 定 平成 8年5月29日 一部改正 平成16年4月 1日 一部改正 平成19年3月15日 一部改正 平成21年3月12日 一部改正 平成25年4月 1日 一部改正 平成26年3月26日 一部改正 平成28年3月23日 一部改正 平成29年3月22日 一部改正 平成30年3月22日 一部改正 令和 2年3月24日 <u>一部改正 令和 6年3月12日</u></p> <p>(主 旨) 第1条～第4条 省略</p> <p>(資格試験) 第5条 1～2 省略 3 資格試験の受験資格は、農業土木分野（用排水施設整備、農地整備、農道整備、農地防災保全、農村環境保全、施設管理、農村整備、その他農業土木に関する事項）の事業に関する調査、計画、設計、積算、施工、施工管理、施設管理等の技術的な実務経験が7年以上の者とする。ただし、大学院修了者（修士課程、博士課程）にあっては、修了後の技術的な実務経験は5年以上とする。 また、次のいずれか一つの条件を満たす者については、実務経験年数を3年短縮することができる。 1) 実務期間中に2年間で農業農村Webカレッジ研修7講座以上の受講を了した者 2) 実務期間中に2年間で農業農村工学会技術者継続教育機構CPD30単位以上取得した者 3) 実務期間中に農業土木分野の指導の業務を行う者（以下、「指導業務者」という。）の監督の下で、当該業務を通算2年以上行った者 なお、指導業務者の資格は、技術士〔農業部門〕（農業土木又は農業農村工学）、農業土木技術管理士のいずれかで登録済みの者とする。 4) JABEE認定プログラム（農業工学関連分野に限る）を修了した者（以下、「JABEE認定プログラム修了者」という。） 5) <u>技術士〔農業部門〕の一次試験に合格した者</u></p> <p>4 受験手続は、以下のとおりとする。 (1) 省略</p>	<p>公益社団法人土地改良測量設計技術協会 農業土木技術管理士資格試験事業実施規程</p> <p style="text-align: right;">制 定 平成 8年5月29日 一部改正 平成16年4月 1日 一部改正 平成19年3月15日 一部改正 平成21年3月12日 一部改正 平成25年4月 1日 一部改正 平成26年3月26日 一部改正 平成28年3月23日 一部改正 平成29年3月22日 一部改正 平成30年3月22日 一部改正 令和 2年3月24日</p> <p>(主 旨) 第1条～第4条 省略</p> <p>(資格試験) 第5条 1～2 省略 3 資格試験の受験資格は、農業土木分野（用排水施設整備、農地整備、農道整備、農地防災保全、農村環境保全、施設管理、農村整備、その他農業土木に関する事項）の事業に関する調査、計画、設計、積算、施工、施工管理、施設管理等の技術的な実務経験が10年以上の者とする。ただし、大学院修了者（修士課程、博士課程）にあっては、修了後の技術的な実務経験は8年以上とする。 また、次のいずれか一つの条件を満たす者については、実務経験年数を3年短縮することができる。 1) 実務期間中に3年間で農業農村Webカレッジ研修10講座以上の受講を了した者 2) 実務期間中に3年間で農業農村工学会技術者継続教育機構CPD50単位以上取得した者 3) 実務期間中に農業土木分野の指導の業務を行う者（以下、「指導業務者」という。）の監督の下で、当該業務を通算4年以上行った者 なお、指導業務者の資格は、技術士〔農業部門〕（農業土木又は農業農村工学）、農業土木技術管理士のいずれかで登録済みの者とする。 4) JABEE認定プログラム（農業工学関連分野に限る）を修了した者（以下、「JABEE認定プログラム修了者」という。）</p> <p>4 受験手続は、以下のとおりとする。 (1) 省略</p>

(2) 実務経験年数を短縮して受験しようとする者の受験申込

前項の実務経験を短縮して受験しようとする者は、次の該当する書類を前(1)の受験申込に合わせて、協会に提出しなければならない。

- 1) 大学院修了者にあつては、修了を証明する書類の写し
- 2) 農業農村Webカレッジ研修受講者にあつては、第7条3項の修了証明書の写し
- 3) 農業農村工学会技術者継続教育機構CPD取得者にあつては、CPD取得証明書の写し
- 4) 指導業務者の監督の下での業務経験通算2年以上とする者にあつては、「農業土木分野に関する実務経歴書」(様式2-2号)
- 5) JABEE認定プログラム修了者にあつては、修了を証明する書類の写し
- 6) 技術士〔農業部門〕の一次試験の合格者にあつては、合格を証明する書類の写し

(3) 省略

5 省略

6 資格試験は、第一次試験及び第二次試験に分けて実施する。

(1)～(3) 省略

(4) 第一次試験合格証書を交付された者は、翌年度及び翌々年度に限り、第二次試験のみを受験することができる。

(5) JABEE認定プログラム修了者、又は技術士〔農業部門〕の一次試験の合格者は、第一次試験を免除し、第二次試験のみを受験することができる。

7 省略

(資格登録)

第6条～第11条 省略

(様式1号～様式10号 省略)

附 則

この規程は、平成 8年5月29日から施行する。
この規程は、平成16年4月 1日から施行する。
この規程は、平成19年3月19日から施行する。
この規程は、平成21年3月12日から施行する。
この規程は、平成25年4月 1日から施行する。
この規程は、平成26年4月 1日から施行する。
この規程は、平成28年4月 1日から施行する。
この規程は、平成29年4月 1日から施行する。
この規程は、平成30年4月 1日から施行する。
この規程は、令和 2年4月 1日から施行する。
この規程は、令和 6年4月 1日から施行する。

(2) 実務経験年数を短縮して受験しようとする者の受験申込

前項の実務経験を短縮して受験しようとする者は、次の該当する書類を前(1)の受験申込に合わせて、協会に提出しなければならない。

- 1) 大学院修了者にあつては、修了を証明する書類の写し
- 2) 農業農村Webカレッジ研修受講者にあつては、第7条3項の修了証明書の写し
- 3) 農業農村工学会技術者継続教育機構CPD取得者にあつては、CPD取得証明書の写し
- 4) 指導業務者の監督の下での業務経験通算4年以上とする者にあつては、「農業土木分野に関する実務経歴書」(様式2-2号)
- 5) JABEE認定プログラム修了者にあつては、修了を証明する書類の写し

(3) 省略

5 省略

6 資格試験は、第一次試験及び第二次試験に分けて実施する。

(1)～(3) 省略

(4) 第一次試験合格証書を交付された者は、翌年度及び翌々年度に限り、第二次試験のみを受験することができる。

(5) JABEE認定プログラム修了者は、第一次試験を免除し、第二次試験のみを受験することができる。

7 省略

(資格登録)

第6条～第11条 省略

(様式1号～様式10号 省略)

附 則

この規程は、平成 8年5月29日から施行する。
この規程は、平成16年4月 1日から施行する。
この規程は、平成19年3月19日から施行する。
この規程は、平成21年3月12日から施行する。
この規程は、平成25年4月 1日から施行する。
この規程は、平成26年4月 1日から施行する。
この規程は、平成28年4月 1日から施行する。
この規程は、平成29年4月 1日から施行する。
この規程は、平成30年4月 1日から施行する。
この規程は、令和 2年4月 1日から施行する。